

令和7年度新婚世帯の新生活を応援します

☎ 社会福祉課 ☎0823-43-1638

市では、結婚に伴う新生活の経済的不安や負担の軽減を図るため、新婚世帯の住宅の取得、賃借、リフォーム、引っ越しの費用に対し補助金を交付します。

対象となる世帯

- 以下のすべてに該当する夫婦が対象です。
- ・婚姻日が令和7年4月1日～令和8年3月31日の夫婦
- ・婚姻日の夫婦の年齢が39歳以下であること。
- ・夫婦ともに江田島市に住民票がある、または夫婦のどちらかが江田島市に住民票があること。（※住民票は、対象住宅の住所であること。）
- ・夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。（奨学金の返還を行っていた場合は、前年の奨学金の返還額を控除します。）
- ・補助金の交付を受けた日から、夫婦ともに3年以上、江田島市に居住する意思があること。
- ・夫婦ともに江田島市市税を滞納していないこと。
- ・これまでに、この制度の補助を受けたことがないこと。また、国や市が行う類似の補助を受けたことがないこと、または受ける予定がないこと。
- ・本事業に関するアンケート等に協力すること。

対象となる費用

住宅の取得費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した建築または購入した費用（仲介手数料、土地の購入費用は除きます。）※婚姻に伴う取得費用に限りします。
住宅の賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、保証金、仲介手数料（駐車場代は除きます。）※原則、同居後に支払った経費が対象となります。 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた額となります。
引っ越し費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に行った家財等の運搬費用で、引っ越し業者や運送業者に支払ったもの。 ※婚姻に伴う引越費用に限りします。
リフォーム費用	婚姻日の1年前から申請日までの間に契約した修繕、改築、増築、設備の更新等の費用 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用については対象外となります。

補助金額

- ・婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下：上限30万円
- ・婚姻日の年齢が、夫婦ともに29歳以下：上限60万円

※令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った補助額が上限に達しない場合は、翌年度に限り、上限額まで継続補助することができます。

申請期限 令和8年3月31日(火)

婚姻期間（対象世帯）	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
対象期間（住宅購入、リフォーム、賃貸借契約締結、引越し）	令和8年3月31日まで
支払期間（ローン、リフォーム費用、家賃、引っ越し費用等）	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申請手続など、制度の詳しいことは、社会福祉課までお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

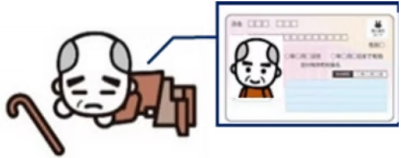


マイナ救急開始のお知らせ

☎ 消防本部警防課 ☎0823-40-0358

10月1日から全国一斉に「マイナ救急」が開始されます。
マイナ救急とは
救急隊がマイナンバーカードと一体化した保険証（マイナ保険証）を活用して、傷病者の医療情報を確認し、より適切な救急活動を行うための取り組みです。

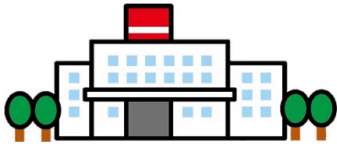
マイナ保険証を活用することで期待されるメリットの一例



自分の病歴や
飲んでいる薬を
救急隊に正確に伝える
ことができる



円滑な搬送先病院の選定や適切な
応急処置が実施できる



搬送先病院で
治療の事前準備
ができる

マイナ救急の事前準備

マイナンバーカードによる健康保険証利用の事前登録を行ってください。



マイナンバーカード



健康保険証利用登録

救急現場で協力いただきたいこと

- ①マイナンバーカードを救急隊に渡す
- ②救急隊が医療情報を閲覧することについて口頭で同意する



マイナ救急は命を守る新しい仕組みです。市民のみなさまのご理解と利用推進へのご協力をお願いします。